

# 「令和7年分扶養親族等申告書」発送のお知らせ

年金課 年金給付担当

「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」)を、以下のとおりお送りします。

※令和7年2月~12月にお支払いする年金の源泉徴収税額を計算するためのものです。

## 扶養親族等申告書をお送りする方

(令和7年12月31日時点の年齢が)

共済組合から支給される  
年金の支給年金額合計  
(令和6年10月支給時点)

65歳未満の方(昭和36年1月2日以降に生まれた方) ..... 108万円以上

65歳以上の方(昭和36年1月1日以前に生まれた方)で

退職共済年金・老齢厚生年金を受給している方 ..... 80万円以上

上記以外の年金(退職年金等)を受給している方 ..... 158万円以上

**発送期間: 令和6年10月10日(木)~17日(木)**

**提出期限: 令和6年11月8日(金)**

## 提出の要否

扶養親族等申告書をお送りした方についても、提出不要となる場合があります。以下でご確認ください。

現在、就職していますか

はい

現在の勤務先に令和7年分「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する予定ですか

いいえ

いいえ

はい

本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当しますか

はい

いいえ

控除対象となる配偶者又は扶養親族がいますか

はい

いいえ

退職手当等を受ける見込みの配偶者又は扶養親族がいますか

はい

いいえ

## 提出不要

提出しない場合  
でも、年金から  
の源泉徴収税率  
は同じです。  
(5.105%)

## 提出が必要

詳細は、扶養親族等申告書に同封してある「令和7年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」提出の手引きをご覧ください。

## 扶養親族等申告書をお送りしない方

- ・共済組合から支給される年金の支給年金額合計が上記金額未満の方
- ・障害共済(厚生)年金・遺族共済(厚生)年金を受給されている方(非課税のため、提出する必要はありません。)

## 扶養親族等申告書に関するお問い合わせ先（専用ダイヤル）

東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター\*

☎ 050-3821-4287

<開設期間>令和6年10月1日（火）から同年12月27日（金）まで

<受付時間>月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）

午前8時30分から午後5時30分まで

\*当共済組合では、扶養親族等申告書に係る業務を事業者へ委託し、上記期間中

扶養親族等申告書事務取扱センターを設置しております。

扶養親族等申告書以外のお問い合わせにはお答えいたしかねます。

## 扶養親族等申告書に関するよくある質問

### Q1 扶養親族はいません。扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A1 控除対象となる配偶者や扶養親族がいない方でも、ご本人が障害者や寡婦・ひとり親に該当する場合は、申告書を提出することで、該当する控除が受けられます。ご本人が障害者や寡婦・ひとり親に該当しない場合、提出は不要です。

### Q2 令和6年中の支給年金額が少ないため申告書が届いていないのですが、令和7年は支給年金額が基準以上になる見込みです。扶養親族等申告書を提出しなくていいですか。

A2 勤務先で扶養控除等を受けない方で、控除対象となる配偶者や扶養親族がいる方や、ご本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する方は、提出すると控除を受けられます。申告書を発行しますので、共済組合までご連絡ください。

### Q3 印字されている内容に変更ありませんが、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A3 昨年と変更がない場合でも、控除対象となる配偶者又は扶養親族がいる場合やご本人が障害者又は寡婦・ひとり親に該当する場合は提出が必要です。提出しないと、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除が適用されませんのでご注意ください（勤務先で控除を受ける方は除く。）。

### Q4 住所又は電話番号を訂正しましたが、共済組合への届出は必要ですか。

A4 扶養親族等申告書で住所又は電話番号を訂正しても、年金受給者の登録情報には反映されませんので、別途共済組合（コールセンター 0570-03-4165）に連絡してください。

### Q5 扶養親族等申告書を提出後に変更があった場合はどうすればいいですか。変更内容を伝えれば修正してくれますか。

A5 提出後に変更があった場合は、申告書を再発行しますので、共済組合までご連絡ください。変更後の内容を記入し再提出いただければ、後から提出されたものが反映されます。

なお、令和6年分の内容について変更する場合は、ご自身で確定申告をしていただき、所得税を精算することになります。

**Q6 介護保険の要介護認定を受けています。障害者控除を受けられますか。**

A6 介護保険の要介護認定を受けているだけでは障害者控除の対象となりません。市区町村等で「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、障害の区分、交付年月日等を記入してご提出ください。

**Q7 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の欄に氏名が印字されていませんが、控除は適用されています。配偶者・扶養親族の氏名を記入する必要がありますか。**

A7 源泉控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名は、市区町村に報告する「公的年金等支払報告書」にも印字されます。氏名が印字されていないと、住民税の計算の際、控除対象とされない場合がありますので、氏名の印字がない場合は必ず記入してご提出ください。

**Q8 なぜ、扶養親族等（源泉控除対象配偶者・扶養親族）のマイナンバーを記載する必要があるのですか。**

A8 所得税法施行規則により、扶養親族等申告書には扶養親族等の個人番号（マイナンバー）を記載して提出しなければならないとされています。

税務署に提出する法定調書にマイナンバー（個人番号）を記載する必要がありますので、ご協力ををお願いします。

**Q9 共済組合の住所と違う宛名の返信用封筒が入っていました（共済組合の電話番号と違うところから電話がありました）が、大丈夫でしょうか。**

A9 共済組合では、扶養親族等申告書に係る業務の一部を事業者へ委託し、**扶養親族等申告書事務取扱センター**を庁舎外に開設しております。このため、返信用封筒の提出先住所が共済組合のものと異なっておりますが、間違いではありません。  
また、源泉徴収税額を正確に計算するため必要な範囲で、事務取扱センターより申告書の記載内容についてお問い合わせさせていただくことがありますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

**Q10 「扶養親族等申告書」を提出しましたが、届いているかどうか心配です。確認できますか。**

A10 **扶養親族等申告書事務取扱センター**では申告書をバーコード管理していますので、お問い合わせいただければ届いているかどうかお調べできます。ただし、郵送にかかる日数のほか、届いた後の開封、バーコード読み取りにも数日かかることがありますので、ポストに投函してから1週間～10日ほど経ってからお問い合わせください。  
万が一届いていない場合は、申告書を再発行しますので、お手数ですが再度ご提出ください。

**お問い合わせ先（令和6年12月27日まで）**

**東京都職員共済組合 扶養親族等申告書事務取扱センター**

**☎ 050-3821-4287**

**月曜日～金曜日（国民の祝日を除く）午前8時30分～午後5時30分**

**確定申告に必要な令和6年分源泉徴収票は、令和7年1月中旬に送付予定です。**  
(今回の申告書にご記入いただいた内容が反映されるのは、令和7年分源泉徴収票です。)